

平成27年第3回定例会（12月議会）  
建設部 提出資料（12月9日提出）

建設委員会

【所管関係（当日配布）】

- 建設部 杭工事のデータ流用等について . . . . . 1

# 杭工事のデータ流用等について

平成27年12月 9日  
建設部

## 1 杭工事のデータ流用の状況

(1) 11月13日、旭化成建材(株)が公表した県内における杭施工データの流用状況は次のとおりである。

- ・旭化成建材(株)が関わった杭打ち件数 27件
- ・調査が終了した件数 26件
- ・データ流用が確認された件数 3件

①秋田市土崎消防署本署 70本のうち 1本

②秋田大学西谷地学生寄宿舎 44本のうち 1本

③民間の工場・倉庫

- ・調査未了の1件は、記録データがなかったもので、今後、旭化成建材(株)と国土交通省で対応を検討する。

(2) 11月16日、ジャパンパイル(株)が杭施工データの流用を公表したが、県内において該当物件はなかった。

(3) 11月27日、(一社)コンクリートパイル建設技術協会(41社)は、県内における上記2社以外の杭施工データの流用が1件あったと公表した。

## 2 対応

(1) 県有施設

○ 旭化成建材(株)、ジャパンパイル(株)施工の杭打ち工事について、県職員が調査を行い、安全を確認した。

○ 2社以外の杭施工物件については、直近5年間の杭打ち工事全数を調査中であり、年内にデータ流用の有無を確認する。

・調査件数 建築物 18施設(知事部局8、教育庁7、県警本部3)

土木施設 51件(生活環境部2、農林水産部5、建設部44)

(2) 県有施設以外

データ流用等が確認された施設について、建築基準法に基づき特定行政庁(秋田市、県)が、元請負業者に対して、施工管理の状況や建物の傾斜・ひび割れ、データ流用した杭の支持層への到達状況等の確認の報告を求めている。

## 3 法令違反と今後の対策

杭が支持層へ未到達の場合は、構造計算の再計算等を行い安全性を確認することになり、建物が建築基準法に定める構造耐力規定に適合しなければ建築基準法違反となり、法に基づく是正指導等により改善を求めることになる。

なお、今後の根本的な対策については、国土交通省が9名の有識者からなる「基礎ぐい工事問題に関する対策委員会」を設置し、安全性の確認・検証や再発防止策のあり方等を検討しており、その内容を注視していくことになる。